

津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練の中止を求める意見書

平成29年10月11日、12日の両日、うるま市津堅島沖合において、米軍によるパラシュート降下訓練が実施された。

更に、11月2日及び7日にも、同訓練が繰り返し行われた。

沖縄の施設・区域に関する昭和47年の日米合同委員会合意（5.15メモ）において、この水域の使用条件は水陸両用訓練とされているが、パラシュート降下訓練には触れられていない。

また、船舶の航行や漁業について「軍隊の活動を妨げない限り制限しない」とされていることから、本島と津堅島を結ぶ定期船や漁船等が頻繁に航行しており、事前に通知がなされてはいるものの、一歩間違えれば重大な事故につながる可能性があり、極めて危険である。

さらに、米軍が当該水域を使用する場合、7日前までに沖縄防衛局に通告することとされているが、実際には使用する日時のみでの通知で、その訓練内容等については明らかにしていない。

津堅島訓練場水域内での米軍によるパラシュート降下訓練実施は、これまでに幾度となく繰り返され、特に今年に入りその回数は増している。その都度うるま市及び沖縄県は、訓練の中止を強く求めたが、それを無視する形で強行されてきており、同訓練の常態化が強く懸念されるものである。

本市議会は、これまでも航行安全上の問題等から津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練の中止を求めてきたところであるが、度重なる訓練の実施は、地域住民に対する安全確保の配慮が欠けており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産、安全を守る立場から津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練を一切行わないこと。
2. 日米合同委員会において「津堅島訓練場水域ではパラシュート降下訓練を行わない」ことを決定し、明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年11月9日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長